

安心してご出産していただけます



健康保険では加入者ご本人様やご家族の生活を保障し、安心して出産前後の休養ができるように、ふたつの給付金制度があります。

① 出産手当金

加入者ご本人様が、ご出産のため会社を休み事業主から報酬が受けられないときは、【**出産手当金**】を受けることができます。出産手当金の支給対象となる期間は…

出産の日^(※1)以前42日^(※2)から出産の翌日以後56日目まで

(※1)実際の出産が予定日以後のときは出産予定日

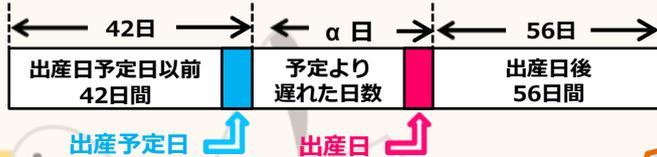
(※2)多胎妊娠の場合は98日

上記の範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金を受けることができます。ただし、**休んだ期間中に出産手当金より多い報酬が支給される場合は、**出産手当金は受けられません。

① 出産予定日に出産、または出産予定日より早く出産した場合



② 出産予定日より遅れて出産した場合



★お役立ちツール

『産前産後期間がいつからいつまでなのか分からない…』
そんなときは、協会けんぽにてご用意した【**産前産後期間計算ツール**】をぜひご利用ください!!
「**出産予定日**」、「**出産日**」、「**出生児数**」を入力・チェックするだけで、簡単に産前産後期間が計算できます。
※ご利用の際は、協会けんぽホームページにて「産前産後期間計算ツール」で検索してください。

【申請書類】

- 健康保険出産手当金支給申請書
- 申請期間と申請期間前1ヶ月分の賃金台帳、出勤簿(タイムカード)の写し

② 出産育児一時金

加入者ご本人様またはその扶養となっている方がご出産されたときに協会けんぽへ申請されると、**『1児につき42万円』**を【**出産育児一時金**】として受けることができます。

- 双子をご出産された場合は、42万円×2児=84万円の支給となります。
- 「産科医療補償制度」に加入していない医療機関等でご出産の場合は『40万4千円^(※)』の支給となります。(※…平成26年12月以前のご出産の場合は39万円)

ポイント

● 帝王切開(異常分娩)でご出産された場合、**出産育児一時金と併せて【高額療養費】**の支給も受けられます。

● 便利で家計にやさしい【**直接支払制度**】をご利用ください!!

直接支払制度とは、出産にかかる費用に**出産育児一時金**を充てることのできるよう、協会けんぽから**出産育児一時金**を医療機関等に直接支払う仕組みです。

出産にかかるまとまった費用を事前にご準備いただく必要が無いので、大変便利です。

※直接支払制度に対応している医療機関等でご出産された場合のみ対象となります。

出産費用が42万円(または40万4千円)を超えた場合



出産費用が42万円(または40万4千円)未満の場合



ご本人様から差額分の支給申請が無かった場合は、**【ご出産日から約2か月後】**に協会けんぽよりお名前等が印字された申請書をお送りいたします。

必要事項をご記入、押印の上ご返送いただければ差額分の支給をいたしますので、ぜひご利用ください。